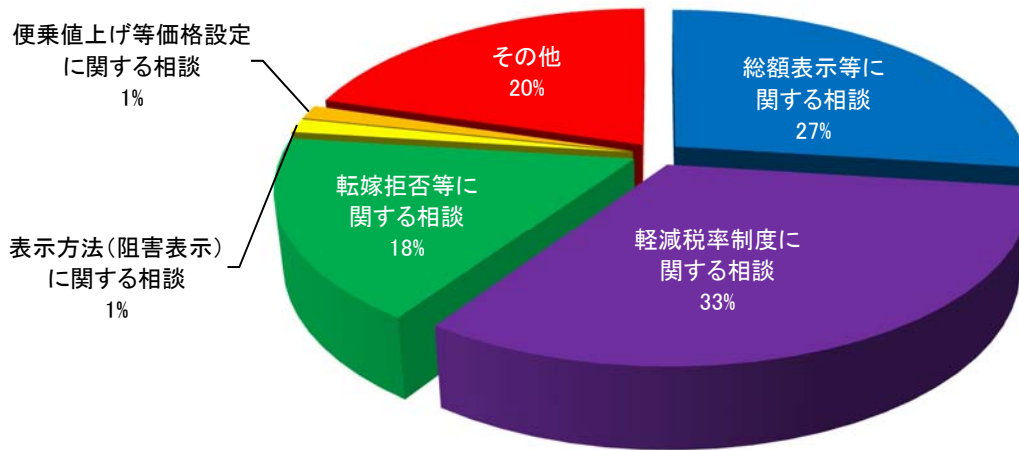


消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 30 年 5 月(5/1～5/31)の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

5 月の相談件数：電話 66 件、メール 8 件
【相談内容（全 74 件）の内訳（※1）】



2 相談例

○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 食品製造業者です。軽減税率の対象とならないレストランなどの食事の提供を行う事業者に対して、食材を販売する場合でも、軽減税率が適用されると考えてよいですか。

A. 「飲食料品の譲渡」には軽減税率が適用されます。貴社から食材を仕入れた事業者が、その食材を用いて食事の提供を行った場合であっても、貴社から当該事業者への食材の販売は「飲食料品の譲渡」に該当しますので、軽減税率が適用されます。

Q. 祭壇にお供えする果物や缶詰の詰め合わせを葬儀会社から購入する場合、軽減税率が適用されますか。

A. 軽減税率の対象となる飲食料品とは、食品表示法に規定する食品です。ここでいう「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいます。

また、適用税率の判定は事業者が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、飲食料品を提供する時点(取引を行う時点)で行うこととなります。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は0件

※2 うち総額表示に関する相談が20%、消費税一般に関する相談が80%

したがって、葬儀会社が、人の飲用又は食用に供されるものとして果物や缶詰の詰め合わせを譲渡した場合には、顧客がそれ以外の目的で購入し、又はそれ以外の目的で使用したとしても、その譲渡は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

Q. 菓子製造業者です。軽減税率制度の実施後、当社が販売する製品は軽減税率が適用され、8%の税率となりますが、製品を製造する際に通常必要なものとして使用される包装材料を仕入れる際には、標準税率の10%となるため、2%分当社が損をすることになるのではないかと懸念しています。

A. 事業者の消費税の納付税額は、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除した金額となるので、その仕入れに係る消費税額が控除されることとなります。

したがって、御相談のケースのように、売上げに係る消費税率が8%で、仕入れに係る消費税率が10%と異なる場合、上記の消費税の納税の仕組みにより、売上げに係る消費税額よりも仕入れに係る消費税額が大きくなったときは、申告によりその差額が還付されることとなります。

Q. 飲食料品の卸売事業者です。軽減税率制度の実施後、取引先への納品の際、商品と一緒に運賃を請求する場合、運賃の税率はどうなりますか。

A. 飲食料品の譲渡に要する送料は、飲食料品の譲渡の対価ではありませんので、軽減税率の適用対象となりません。

なお、例えば、「送料込み商品」の販売など、別途送料を求めない場合、その商品が「飲食料品」に該当するのであれば、軽減税率の適用対象となります。

したがって、運賃を商品代とは別に請求している場合の運賃は軽減税率の適用対象とはならず、運賃込みとして商品を販売し、代金を請求している場合には全体が軽減税率の対象となります。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610